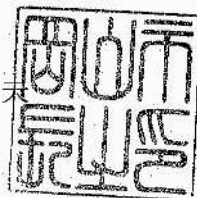


岡山市告示第 621 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 8 年 8 月 3 日

岡山市長 大 森 雅 夫



1 指定する区域

岡山市中区江並字八割 107 番 3, 108 番 6, 110 番 13 の各一部

(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

四塩化炭素

1, 2-ジクロロエタン

1, 1-ジクロロエチレン

1, 2-ジクロロエチレン

1, 3-ジクロロプロペン

ジクロロメタン

テトラクロロエチレン

1, 1, 1-トリクロロエタン

1, 1, 2-トリクロロエタン

トリクロロエチレン

ベンゼン

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

シマジン

チオベンカルブ

チウラム

ポリ塩化ビフェニル

有機りん化合物

3. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合

していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

(別図)

○指定する区域

